

旅館業（下宿）の施設基準と衛生措置基準等について

「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいいます。

【旅館業法第2条】

1 営業許可の制限（設置場所に関するもの）

【法第3条、福岡市旅館業法施行条例第7条、福岡市旅館業法施行細則第11条】

以下の場合には営業許可を与えない場合があります。

- ・施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認められるとき。
- ・施設の設置場所が、学校（大学を除く）、児童福祉施設及び社会教育施設等（※）の周囲おおむね100 mの区域内にあり、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

（※）青年の家、公民館、図書館、博物館、児童公園、国・地方公共団体が運営する運動施設、市民センター、専修学校等が該当

2 施設基準（構造・設備基準）、衛生措置基準

区分	構造・設備基準 【根拠法令：旅館業法施行令第1条、市条例第5条】	衛生措置基準 【根拠法令：市条例第8条】
施設全般	・施設は、玄関、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であり、かつ、住居その他の施設と明確に区画され、これらが混在していない構造であること。ただし、住居その他の施設との混在に関し規則で定める要件を満たす施設については、この限りでない。 【規則で定める要件】 ・旅館業の営業の許可を受けようとする者が施設を営業の用に供するための権原を有していること。	・営業の施設の内外は、定期的に清掃し、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。
玄関帳場	・適当な規模の玄関及び帳場を有すること。 ・玄関帳場は、宿泊者等の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。	
客室	・他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。 ・採光のため、直接外気に接する箇所に適当な窓が設けられていること。 ・収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。 ・客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、地階に設けないこと	＜寝具類の管理＞ ・宿泊者に使用させるシーツ、カバー、寝衣等は、使用の都度、洗濯すること。 ・宿泊者に使用させる布団、枕等は、衛生的に管理すること。 ・客室の収容定員を遵守すること。
換気・照明等	・適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	・必要に応じ直接外気に接する窓その他の開口部を開閉する等により換気及び採光を十分に行うこと。
洗面所	・宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	・湯水は、飲料水を十分に供給すること。 ・常に清潔にすること。
便所	・適当な数の便所を有すること。 ・便所には手洗い設備を設けること。	・蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。 ・清掃及び防臭剤等により臭気を除去することに努めること。 ・手洗設備は流水装置とし、常に清浄な水を十分に供給すること。 ・共用タオルは、備えないこと。
給水設備	・飲料水を衛生的で十分に供給できる設備を適切に配置すること。ただし、井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置（市長が必要と認める場合に限る。）を備え付けること。 ・雑用水（飲料水以外の水をいう。）を供給する設備を設ける場合は、誤飲を避けるための注意事項を当該設備の周囲の容易に見える場所に掲示すること。	

3施設の利用基準

【法施行令第3条】

営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

(1) 善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。

(2) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

4宿泊の拒否について

【法第5条、法施行規則第5条の6、市条例第10条】

営業者は、下記に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

(1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

(2) 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

(3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

【厚生労働省令で定める事項】

①宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）

②粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

(4) 宿泊施設に余裕がないとき。

(5) 宿泊しようとする者が、泥酔者であって、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(6) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

5宿泊者名簿について

【法第6条、法施行規則第4条の2】

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

【厚生労働省令で定めるところ】

宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。

【厚生労働省令で定める場所】

- ・旅館業の施設
- ・営業者の事務所

【厚生労働省令で定める事項】

宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。

- ・宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- ・その他都道府県知事が必要と認める事項

6その他の法律による営業の制限

旅館業法の他、以下の法律による規制等にご注意ください。

項目	関係法令	担当課	連絡先
建築確認申請	建築基準法	住宅都市みどり局 建築審査課	092-711-4577
用途地域による建築物の用途制限	建築基準法	住宅都市みどり局 都市計画課	092-711-4388
消防設備	消防法	消防局 各区消防署 予防課	(東) 092-683-0119 (博多) 092-475-0119 (中央) 092-762-0119 (南) 092-541-0219 (城南) 092-863-8119 (早良) 092-821-0245 (西) 092-806-0642
風俗営業法該当の有無	風俗営業法	福岡県 各区所管警察署	(東) 092-643-0110 (博多) 092-412-0110 (中央) 092-734-0110 (南) 092-542-0110 (城南) 092-801-0110 (早良) 092-847-0110 (西) 092-805-0110
港湾地区内建築物等用途規制	港湾法	港湾空港局 港湾管理課	092-282-7118
下水道への排水	下水道法	道路下水道局 水質管理課	092-711-4512

保健医療局保健所地域衛生部各衛生課 環境係 連絡先									
東衛生課	TEL	092-645-1112	FAX	092-645-1114	城南衛生課	TEL	092-831-4219	FAX	092-843-2662
博多衛生課	TEL	092-419-1125	FAX	092-434-0007	早良衛生課	TEL	092-851-6602	FAX	092-822-5733
中央衛生課	TEL	092-761-7351	FAX	092-761-8280	西衛生課	TEL	092-895-7094	FAX	092-891-9894
南衛生課	TEL	092-559-5161	FAX	092-559-5159					

平成 26 年 4 月 1 日作成
平成 28 年 4 月 1 日改訂
平成 30 年 6 月 15 日改訂
令和 2 年 4 月 1 日改訂
令和 3 年 7 月 1 日改訂
令和 7 年 4 月 1 日改訂